

学会賞規定

第1条 目的

観光学術学会は、観光学の発展に貢献する成果を発表したものを顕彰して、学術的発展をはかることを目的とし、学会賞授与制度を設ける。

第2条 学会賞授与の対象者

学会賞授与の対象は、原則として会員とする。

第3条 学会賞の種類

学会賞は次の9種とする。

- 著作賞
観光学の発展に寄与した著作の著者に授与する。原則として単独執筆のものとする。前年までの過去3年間に発行されたものを対象とする。
- 著作奨励賞
観光学の発展に寄与した著作の39歳以下（発表時）の著者に授与する。原則として単独執筆のものとする。前年までの過去3年間に発行されたものを対象とする。
- 教育・啓蒙著作賞
観光学の教育・啓蒙に寄与した著作の著者に授与する。前年までの過去3年間に発行されたものを対象とする。
- 論文賞
観光学の発展に寄与した論文の著者に授与する。前年度に発行された『観光学評論』に掲載された論文を対象とする。
- 論文奨励賞
観光学の発展に寄与した論文の39歳以下（発表時）の著者に授与する。前年度に発行された『観光学評論』に掲載された論文を対象とする。
- 大学院生論文賞
観光学の発展に寄与した論文の大学院生の著者に授与する。前年度に発行された『観光学評論』に掲載された論文を対象とする。
- 大学院生発表奨励賞
当該年度の大会における大学院生（発表時）の発表者に授与する。
- 学部学生発表奨励賞
当該年度の大会における学部学生（発表時）のポスター発表者に授与する。
- 観光企画・作品賞
すぐれた観光企画・作品の企画・制作者に授与する。前年までの過去3年間の実績を対象とする。

第4条 学会賞選考委員会の設置と構成

- 学会賞の受賞者を選考するために、学会賞選考委員会を設置する。委員の任期は1年とする。
- 委員は、会長、副会長、および企画・編集委員5名（企画理事、編集理事を含む）によって構成される。原則として学会賞の候補となりうる著書・論文等を有さないものが担当する。
- 委員長は互選によって定める。
- ただし、大学院生発表奨励賞および学部学生発表奨励賞については、学会賞選考委員会とは別に、企画理事のもとにそれぞれ審査・選考委員会を設置する。

第5条 選考及び決定の方法

1. 学会賞の授与は、学会賞選考委員会が提案する議案を、理事会において決定する。
2. 学会賞選考委員会で選考する受賞候補者は、自薦または他薦に基づいて決定する。ただし、推薦なき場合も、学会賞選考委員会における議により受賞候補者に加える場合がある。
3. 大学院生発表奨励賞および学生発表奨励賞については、4条4の審査委員で審査・選考・決定を行う。

第6条 学会賞の授与

1. 学会賞の授与は大会にて行う。
2. ただし、大学院生発表奨励賞の授与は研究集会にて行う。
3. 受賞者には賞状を授与する。

付則

1. 本規程は2012年2月26日から施行し、学会賞の選考および授与は2013年から実施する。
2. 2013年7月7日改訂。
3. 2014年7月6日改訂。
4. 2016年7月10日改訂。